



# 朝日町農業関係支援事業のご案内

## 認定農業者・定年帰農者・担い手

### チャレンジファーマー活動応援事業（町）

- (1) 農業での先進的な取組みや新技術導入
- (2) 地場産物加工品開発（試作品の開発等）
- (3) 労働力確保対策等の事業支援（農家独自に就農フェアに参加する取組等）

#### ◎補助内容

- (1) 税抜事業費の 3/5 以内(100 万円限度)
- (2) 税抜事業費の 1/2 以内(30 万円限度)
- (3) 税抜事業費の 1/2 以内(10 万円限度)

### 認定農業者農機具等支援事業（町）

認定農業者が経営改善計画に基づいた経営規模拡大や作業効率化等に伴う高性能農業用機械等の導入を支援

#### ◎補助内容

- 税抜事業費の 1/3（60 万円限度）以内  
 ※2 回目以降の申請は 1/4 以内、ただし前回の支援により経営が改善されている場合  
 ※園芸用散水システム(スプリンクラー等)も対象  
 ※既存機械と同性能の機械の更新は対象外  
 ※応募多数の場合は補助率が下がる場合あり  
**申請は 4 月 30 日（木）まで**

### スマート農業省力化支援事業（町） R8 まで

- (1) 自動草刈機購入支援
- (2) パワーアシストスーツ購入支援

#### ◎要件

- (1) は以下の①～③のいずれかに該当する者
  - ① 認定新規就農者・認定農業者
  - ② 65 歳以上の果樹農家
  - ③ 果樹栽培面積が 1ha を超える農家
- (2) は以下の①～③のいずれかに該当する者
  - ① 認定新規就農者・認定農業者
  - ② 65 歳以上の農家
  - ③ 栽培面積が 1ha を超える農家

#### ◎補助内容

- (1) 本体の税抜額 1 台あたり 1/2  
（補助合計 50 万円限度）
- (2) 税抜額 10 万円以上の製品の 1/2  
（10 万円限度）

### 定年帰農者・頑張る高齢者農機具等支援事業(町)

#### (1) 定年帰農者

概ね 55 歳から 65 歳で新たに就農または経営者となり、農産物の販売額が年間 50 万円以上見込まれる農業者に対して、農機具等の導入を支援

#### (2) 頑張る高齢者

65 歳以上で農産物の販売額が年間 50 万円以上見込まれ、経営移譲年金を受給していない農業者に対して、農機具等の導入を支援

#### ◎補助内容

- 税抜事業費 30 万円以上の農機具購入費用に対し、1/3 以内の補助（40 万円限度）  
 ※2 回目以降の申請は 1/4 以内  
 ※認定農業者は対象外

### 未来を育む農業担い手育成支援事業（県・町）

地域農業の持続的発展を目指す取組みへのオーダーメイド型支援

- (1) 地域ぐるみで地域農業の生産性を向上させる取組を支援  
（取組例：地域でドローンによる直播や防除に取組む等）
- (2) 認定新規就農者の経営発展に対する支援  
（取組例：スピードスプレーヤー等営農初期に必要な農業用機械や施設の導入等）
- (3) 多様な人材が農業で活躍できる環境づくりへの支援  
（取組例：農業法人が多目的用トイレを設備し、地域の女性や障がい者等の雇用を創出する等）
- (4) 認定新規就農者以外の新規就農者の経営継承に向けた取組を支援

#### ◎補助内容

- 事業費の 1/2、(1)のみ 3/10（限度額は事業によって異なる）  
 様々な要件がありますので、**希望される場合は 4 月 30 日（木）までご相談ください。**

## 研修生・認定新規就農者等

### 新規就農者育成総合対策（国）

#### (1) 就農準備資金

独立就農する研修生に対し資金を支給

#### ◎補助内容

165万円/年×最長2年間

※町外からの移住者は年間36万円上乗せ

#### (2) 経営開始資金

地域計画に位置付けられた認定新規就農者（50歳未満で前年の世帯所得が原則600万円未満）を対象に資金を支給

#### ◎補助内容

165万円/年×最長3年間

#### (3) 経営発展支援事業 **来年度事業分**

地域計画に位置付けられた認定新規就農者（50歳未満）を対象に、就農後の経営発展のために機械・施設等の導入を支援

#### ◎補助内容

事業費の3/4（対象事業費上限1,000万円）

※(2)経営開始資金の受給者は上限500万円

### 就農条件整備支援事業（町）

国・県の事業に該当しない場合で、認定新規就農者が青年等就農計画に即した機械・施設等の導入費用に助成

#### ◎補助内容

事業費の1/3又は100万円のいずれか低い額

### 農林大学校入学支援事業（町）

農林大学校授業料の全額補助

#### ◎要件

大学校卒業後、町内で就農すること（助成期間の1.5倍以上）

### 農業研修生受入支援事業（町）

国や県の資金を受けていない研修生を受け入れて指導する農業者へ賃金等の助成

#### ◎補助内容

研修生へ支払う賃金の1/4(4万円/月限度)

## 園芸用ハウス整備

### 施設園芸用ハウス等支援事業（町）

野菜等を周年栽培し、町内直売所等に出荷する場合に支援

#### ◎補助内容

施設園芸用ハウス整備に係る税抜事業費（資材費）の1/2以内（50万円限度）

## 稲作関係

### 売れる米作り支援（町・農協）

堆肥の秋散布及び土壌改良材の散布を行った、とも補償加入農家を対象に助成金を交付

#### ◎堆肥散布助成 400円/10a、2,750円/10a(町)

#### ◎土壌改良材共同散布助成 400円/10a

#### ◎土壌改良材個人散布助成 100円/20kg袋

### 高品質米支援(カメムシ対策)（町）

畦畔等水田面積以外のところにカメムシ用の薬剤散布をした場合費用の1/2を補助（追加防除分のみ対象）

### 担い手農地集積支援事業（町）(水稻作付のみ)

農地の賃貸借契約により農地集積が図られ、経営面積が拡大する場合、受け手（認定農業者・新規就農者・集落営農組合加入者）に対する支援

#### ◎地区により5千円～1万5千円/10a

### 水田活用の直接支払交付金（経営所得安定対策）

転作を行い、その転作作物を出荷販売している農業者を対象に交付

#### ◎交付内容

作物により5千円～5万円/10aを交付（国予算配分により単価の変動有り）

## セーフティネット関係

### 収入保険新規加入緊急奨励事業（町）

収入保険に新たに加入する農業者に対する掛捨て保険料の負担軽減支援

#### ◎補助内容

3万円または掛捨て保険料のいずれか低い額

※**朝日町農業研修生受入協議会では将来担い手となる農業研修生を募集しています。**農業に興味がある方、ご紹介いただける方がおりましたら情報をお寄せください。また、**朝日町若手農業者の会では会員を募集しています。**栽培作物や出荷組合に関わらず、若手農業者同士のつながりを目的に意見交換会や視察研修等の活動をしていますので、ぜひご連絡ください。

## 果樹関係

### 果樹経営支援対策事業（国） **来年度植栽分**

果樹生産担い手を対象に優良品目・品種への転換等の取組みへの支援（品目や樹形によって植栽する下限本数が異なる）

#### ◎補助内容

##### (1) 改植

- ◇主要果樹の慣行栽培 17 万円/10a
- ◇りんご(わい化・朝日ロハス) 33 万円/10a

##### (2) 新植

- ◇主要果樹の慣行栽培 15 万円/10a
- ◇りんご(わい化・朝日ロハス) 32 万円/10a
- ※上記の改植・新植の補助に加えて未収益交付金 22 万円/10a が交付されます
- ※りんごのわい化への改植・新植の場合は、町単独で 16 万円/10a の上乘せあり

##### (3) 果樹園地内の整備事業

- ◇10a 以上の果樹園地内での用水・排水設備の設置工事の 1/2(修繕や更新は不可)

**申請は 6 月末まで**

### 高品質りんご生産緊急対策事業（町）

国のりんごのわい化改植に該当しない（いや地問題のため抜根・整地を行わない改植）の場合に支援

#### ◎事業主体

果樹生産の担い手

#### ◎補助内容

苗木・支柱等の購入経費の 1/2 以内  
(16 万円/10a 限度)

### 樹体補強資材購入補助事業（町）

雪害等による枝折れを防ぐ資材等購入費用の補助（ロンバス方式）

#### ◎補助内容

資材購入費の 1/3 以内

## 農業労働力環境整備

### 簡易仮設トイレ購入事業（町） **R9 まで**

税抜 5 万円以上の簡易トイレ購入への支援

- ①経営面積が 1ha を超える農家
  - ②2 戸以上の農家が組織する団体
  - ③認定新規就農者
- ①から③のいずれかに該当する者

#### ◎補助内容

本体の税抜事業費の 1/2 以内（10 万円限度）

**※過去に本事業を活用した方は申請できません**

## 加工ぶどう

### ワイン用ぶどう栽培支援事業（町）

メルロー、カベルネー・ピニオン、リースリング・フォルテの 3 品種に支援（新規参入者除く）

#### ◎補助内容

##### (1) 苗木購入費

- リースリング・フォルテ 1/2
- メルロー、ソービニオン・ブラン 1/3

##### (2) ぶどう棚資材購入費（上記 3 品種の棚）

税抜事業費（資材費）の 1/3 以内  
(50 万円限度)

## 経営規模拡大への支援

### 農業経営の法人化等支援事業（町）

農業経営の合理化、経営の発展を目的とした農業経営法人化に対する支援

#### ◎補助内容

法人化に必要な経費 20 万円限度

## 事業継承支援

### 第三者移譲による離農給付金（町）

高齢や病気等により離農・規模縮小を予定する方が、第三者の認定新規就農者に生産可能な 30a 以上の樹園地を移譲（売買）した場合の支援

経営面積の 9 割以上の移譲 50,000 円/10a

経営面積の 5 割以上の移譲 30,000 円/10a

**数年後に農地や機械・施設等を新規就農者へ継承してもいいという方は町までお知らせください**

### 樹園地継承マッチング情報（町）

後継者がいない生産者が、樹園地の樹体と農地を一体で円滑に継承できるよう、樹園地情報を事前に登録・公開できる制度

#### (1) 登録できる園地

- ①現在耕作されている樹園地
- ②離農、規模縮小を予定する生産者の樹園地
- ③共有名義でない樹園地
- ④相続登記の手続きが完了している樹園地

#### (2) 樹園地を登録した後

- ①町ホームページで樹園地情報を公開し受け手を募集しますが、継承するかどうかは出し手と受け手で相談して決めていただきます
- ②受け手が見つかるまでは、樹園地の管理を続けていただく必要がありますが、続けられなくなった場合はご相談ください



## 農地の維持や施設の長寿命化関係

### 中山間地域等直接支払交付金（国・県・町）

中山間地域等において、地目や傾斜等の条件に応じた単価の交付金を、協定に基づき農業生産活動を継続して行う農業者等に農用地面積に応じて交付

### 多面的機能支払交付金（国・県・町）

#### (1) 農地維持支払

農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援

#### (2) 資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動を支援

## 災害復旧事業

### 耕地災害復旧事業(町) **鳥獣による被害も含む**

農地・農業用施設など 1 地区事業費 10 万円以上の場合

- ◎補助内容  
事業費の 1/2 以内

## 土地改良事業

### 土地改良事業（町）

#### (1) かんがい排水事業

1 地区あたり事業費が 20 万円以上で補助率 30%以内

#### (2) 農道整備事業

1 地区あたり事業費が 20 万円以上で補助率 40%以内（新設は補助率 30%以内）（維持修繕の場合は 1 集落当たり事業費 10 万円以上）

#### (3) 基盤整備事業

1 地区あたり事業費が 20 万円以上で補助率 20%以内

## 林業関係事業

### 枯損木処理にかかる費用の補助（町）

多面的機能の高い健全な森林の育成を図るため、枯損木等の伐倒費用を支援

- ◎補助内容  
事業費の 30%を補助  
(但し、補助金は 1 本あたり 23 千円限度)

### 西山杉利活用補助事業（町）

西山杉の搬出・間伐及び山林に入るための作業道の開設にかかる費用を支援

- ◎補助内容
- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| ①搬出       | 1,000 円/m <sup>3</sup> |
| ②作業道の開設   | 2,000 円/m              |
| ③切捨て以上の間伐 | 事業費の 30%以内             |

### 森林・山林多面的機能発揮対策事業（町）

集落等を構成する区域において、構成員による活動を通じ、地域の森林資源の利用を図ることを目的として取り組む活動に対し支援

- ◎構成員の要件  
森林所有者、地域住民、自治公民館等の地域の実情に応じた 3 名以上で構成すること
- ◎対象森林  
活動を行う時点で森林経営計画が策定されていない森林
- ◎補助内容  
里山の保全（里山林の景観を維持する）活動に対し 1ha あたり 4 万円

## 鳥獣被害対策関係事業

### 狩猟免許取得等支援事業（町）

鳥獣被害対策に取り組むために免許を取得し、山形県猟友会朝日分会で技術向上に努める者に対し支援

- ◎補助内容
- |             |                         |
|-------------|-------------------------|
| ①狩猟免許取得     | 経費の 1/2 以内              |
| ②銃所持許可取得    | 経費の 1/2 以内              |
| ③銃器・ロッカー等購入 | 経費の 1/3 以内<br>(10 万円限度) |

### 野生鳥獣市街地等出没対策事業（県・町）

住家周辺の不要果樹伐採の経費への支援

- ◎補助内容
- |                        |
|------------------------|
| ①補助対象経費の 2/3 に相当する額    |
| ②不要果樹の伐採本数に 2 万円乗じて得た額 |
- ※①、②のいずれか低い額を補助

### 電気柵等設置補助事業（町）

農地の鳥獣被害防止のために電気柵や有刺鉄線柵を設置する際の資材購入費への支援

- ◎補助内容
- |               |                                 |
|---------------|---------------------------------|
| ①電気柵・メッシュ柵    | 資材費の 1/2 以内<br>(2 回目以降の申請は 1/3) |
| ②有刺鉄線柵        | 資材費の 1/4 以内                     |
| ③柵の地際補強の防草シート | 資材費の 1/4 以内                     |

### 【お問い合わせ先】 朝日町農林振興課

◇電話：67-2114

◇メール：nourin@town.asahi.yamagata.jp